



タックスアップデート



2018年8月 タックスアップデート要旨:

- ▶ 間接/海外持分譲渡に関するガイダンス
- ▶ 税務行政法案と注目すべき修正、補足

税務総局(GDT)の2018年7月12日付Official Letter 2747/TCT-CSで、間接/海外持分譲渡に関するガイダンスが提供されました。

原則として、ベトナムの税務当局は外国企業による間接/海外持分譲渡に課税することを求めていましたが、当該取引のメカニズムに関しては長年の課題がありました。例えば、オフショアでの譲渡取引から発生した所得の計算方法や、課税の仕組みが不明確であったことです。(e.g. 誰が税金を源泉徴収するのか、誰に申告する責任があるのか)

税務総局は2018年7月12日付で、ベトナム企業の間接/海外持分譲渡取引についてのガイダンスを提供するOfficial Letter 2747/TCT-CSをDong Nai税務署に発行しました。このOfficial Letterで、税務総局はDecree 12/2015/ND-CPの1条1項を参照し、ベトナム企業の間接/海外持分譲渡取引はベトナムにおけるキャピタルゲイン課税の対象であることを再確認しました。また、税務総局は課税の計算方法および源泉徴収の仕組みに関して以下の通り説明しています。

計算方法に関しては、「原則として、ベトナム企業の間接/海外持分譲渡取引により発生した非ベトナム企業の所得は、譲渡価格から取得価格とその他関連費用を控除して計算される。」としました。しかしながら、税務総局はベトナムにおける間接投資の譲渡価格と取得価格の決定については詳細なガイダンスを提供できていません。そのため、売却される企業が、ベトナムだけでなく異なる場所に複数の子会社を保有している場合には、計算が特に複雑になる可能性があります。

源泉徴収の仕組みに関しては、税金の申告・納付の責任は、持分を間接的に譲渡されたベトナム企業にあるとされました。税務総局はDong Nai税務署に対し、ベトナム企業から、関連する情報、間接/海外持分譲渡取引から発生した所得を決定する資料、たとえば、譲渡価格決定に関する情報、ベトナムでの投資コストに関する情報、譲渡前のグループ会社の株式保有構造、ベトナムにおける譲渡人とその関連者との関係(資本、事業活動、資産、人員等)等を収集するよう指示しました。

加えて、税務総局はDong Nai税務署に、ベトナム企業の税務調査を実施し、ベトナム企業がこれらの要求情報/資料をDong Nai税務署に提出しなければ、他の関係当局と協力することを提案しました。

実際には、ベトナム企業は株式/資本のオフショアでの譲渡取引を認識しておらず、これらの要求情報/資料を取得/保管していない可能性があります。そのため、このガイダンスはベトナム企業のコンプライアンスに困難をもたらすかもしれません。

2018 年 7 月 27 日付の税務行政法案の初版で、税金と手数料の管理に関する規制を規定しています。

提案された変更は主に税務行政の有効性、一貫性および透明性を高めることに重点を置いています。主要な変更点は以下のとおりです：

- ▶ 税務行政の内容と原則：税務行政手続にいくつかの新しい原則が施行されます。たとえば、実質優先の原則、電子申告 の適用、リスクアプローチの適用です。
- ▶ 税務行政における組織と個人の義務、権利、責任： 商業銀行は、ベトナムで電子商取引ビジネスを営んでいる企業/個人を代表して、電子商取引ビジネスから発生した所得の申告および源泉徴収の責任を負い、源泉徴収された税金を税務当局に送金します。
- ▶ 税金登録、税金申告、納税、および還付：
 - ▶ 税務当局に直接申告する年末の個人所得税確定申告の提出期限は 1 カ月延長され、90 日から 120 日になります。
 - ▶ 法案は還付申請手続、税務当局の納税者からの還付申請の受領および返答、還付後の税務調査決定の権限レベルについて、明確なガイダンスを提供しています。
- ▶ 電子インボイス：法案は、企業は販売取引で電子インボイス/電子文書を使用しなければならないと提案しています。
- ▶ 税務調査：法案は、税務調査にリスクアプローチと電子的方法を適用することによって有効性を高めることを提案しています。
- ▶ 関連当事者取引を行う企業の税務管理：法案は、Decree 20 で規制されている関連当事者取引に関するいくつかの原則を法律で制定することを提案しています。
- ▶ 法案によれば、税務行政法の改正は 2020 年 1 月 1 日、もしくは、2020 年 7 月 1 日から発効される見込みです。

Contact

Please contact the below EY professionals from Ernst & Young Vietnam Limited for more information on this update or our Tax & Advisory Services:

Ha Noi Office

Huong Vu Partner
huong.vu@vn.ey.com

Trang Pham Partner
trang.pham@vn.ey.com

Nhung Nguyen Executive Director
nhung.hong.nguyen@vn.ey.com

Japanese Business Services

Junichi Harada Manager
junichi.harada@vn.ey.com

Korean Business Services

Kyung Hoon Han Manager
kyung.hoon.han@vn.ey.com

Ho Chi Minh Office

Robert King Partner
robert.m.king@vn.ey.com

Thinh Xuan Than Partner
thinh.xuan.than@vn.ey.com

Phat Tan Nguyen Partner
phat.tan.nguyen@vn.ey.com

Thy Anh Huynh Partner
thy.anh.huynh@vn.ey.com

Anh Kim Ngo Partner
anh.kim.ngo@vn.ey.com

Japanese Business Services

Takahisa Onose Partner
takahisa.onose@vn.ey.com

Korean Business Services

Cheon Ju Lee Director
cheon.ju.lee@vn.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

About EY

EY is a global leader in assurance, tax, transaction and advisory services. The insights and quality services we deliver help build trust and confidence in the capital markets and in economies the world over. We develop outstanding leaders who team to deliver on our promises to all of our stakeholders. In so doing, we play a critical role in building a better working world for our people, for our clients and for our communities.

EY refers to the global organization, and may refer to one or more, of the member firms of Ernst & Young Global Limited, each of which is a separate legal entity. Ernst & Young Global Limited, a UK company limited by guarantee, does not provide services to clients. For more information about our organization, please visit ey.com.

©2018 Ernst & Young Vietnam Limited.
All Rights Reserved.

VN No. 030609001
ED None

This material has been prepared for general informational purposes only and is not intended to be relied upon as accounting, tax or other professional advice. Please refer to your advisors for specific advice.

ey.com